

商事調停業務細則

一般社団法人 日本商事仲裁協会

平成19年8月8日制定

平成19年12月27日施行

(目的)

第1条

この細則は、商事調停規則を実施するために必要な細則を定めることを目的とする。

(手続の説明)

第2条 商事調停規則（以下「規則」という）第7条の説明は、東京本部においては調停部長又は調停課長が、大阪事務所においては大阪事務所長又は調停・仲裁・業務課長が行うこととする。

- 2 前項の説明は、申立人に対しては協会本部・事務所又は電話で行い、相手方に対しては電話で行うことを原則とする。

(相手方への確認)

第3条 規則第8条第6項前段の相手方への応諾確認は、書面により確認することとする。

- 2 前項の確認に当たり、事務局は相手方に電話をするなどして、応諾を促すことができる。
- 3 相手方又は相手方代理人の要望があり、事務局が応諾の確認をするために必要と判断した場合は、相手方又は相手方代理人へ直接応諾の確認をしに行くことができる。

(調停人候補者リストの作成)

第4条 規則第9条第3項の調停人候補者リストは、次の通り作成する。

- (1) 調停人候補者リストは調停人名簿掲載の調停人候補者の中から、3名乃至4名を調停人候補者とする。
- (2) 調停人候補者を選任するには、調停人の経歴、専門分野、過去に担当した調停案件、協会で実施した調停実績など調停人候補者に関する資料に基づき、申立のあった商事紛争の和解の仲介にふさわしい者を調停人候補者とする。

(調停人候補者の除斥事由の確認)

第5条 前条の調停人候補者リストを作成するにあたり、事務局は規則第13条の除斥事由が調停人候補者がないことを口頭で確認する。除斥事由の有無が不明の場合には調停人候補者から除くか又は除斥審査委員会に付するものとする。

(忌避審査委員会及び除斥審査委員会)

- 第6条 規則12条又は規則13条により忌避審査委員会又は除斥審査委員会を開催する場合は事務局長が商事仲裁有識者会議のメンバーから3名以上の委員を選任する。なお、当該調停事件と利害関係を有する委員及び調停人名簿に記載されている委員は忌避審査委員会及び除斥審査委員会の委員となることはできない。
- 2 忌避審査委員会又は除斥審査委員会は事務局が日程、場所の調整をし、委員に連絡する。
 - 3 事務局は忌避審査委員会又は除斥審査委員会に必要な資料を準備する。
 - 4 事務局は忌避審査委員会又は除斥審査委員会の決定を当事者に連絡する。

(不当な影響の禁止)

- 第7条 協会の役員は、調停人に対し法令並びに認証を受けた調停手続の内容及びその実施方法の定めを遵守させる場合のほかは、調停人が手続の実施に当たり独立して職務を行うべき事項に関し、直接又は間接にいかなる命令又は指示を行ってはならない。
- 2 協会は、調停人に対して調停規則第11条の規定を遵守させるため、調停人就任承諾書にその旨を記載させ同意させることとする。
 - 3 協会の役員及び調停人は、紛争の当事者から調停手続について不当な影響を及ぼすよう働きかけを受けた場合は、これに応じないこととし、その事実を協会の事務局に報告しなければならない。
 - 4 前項の報告を受けた協会の事務局は、紛争の当事者に当該行為をしないよう勧告することができる。勧告したにもかかわらず、継続して協会の役員又は調停人に対して不当な影響を及ぼすよう働きかけがある場合は、調停手続を終了させなければならない。

(費用の納付方法等)

- 第8条 事務局は、規則第24条2項の調停人の費用を別添「調停人の費用（交通費、宿泊費）」に基づき算出し、その明細を当事者に説明するものとする。
- 2 調停人の費用は、協会が当事者に対して請求をした日より、7日以内に、各当事者は納付するものとする。

(記録の作成者)

- 第9条 規則第26条第2項の協会が任命する者は、東京本部においては調停部長又は調停課長、大阪においては大阪事務所長又は調停・仲裁・業務課長とする。

附則

この細則は平成19年8月8日制定 平成19年12月27日から施行する。